

個人情報ファイルの名称	国民健康保険情報ファイル	
行政機関等の名称	北秋田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険に関する事務（医療、国保税、診療報酬のデータ化及び管理、その他の付帯事務）に利用するため。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 性別、4. 電話番号、5. 生年月日、6. 続柄、7. 個人番号、8. 住民日、9. 転出日、10. 死亡日、11. 国籍、12. 在留期間、13. 資格給付履歴、14. 課税情報、15. 登録口座、16. 診療年月、17. 医療機関名、18. 医療種別、19. 給付割合、20. 診療点数、21. 病歴、22. 治療内容・方法、23. 家庭状況、24. 居住状況、25. 公的扶助、26. DV	
記録範囲	国民健康保険の被保険者として資格を有したことの者及び擬制世帯主、県外の施設に入所し、被保険者資格を管理している者、国民健康保険療養費の支給申請をする者及びその世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	本人、世帯主、申請にきた者の申請書への記入事項、受診した病院等から発行される申請書類、住民基本台帳システム、公用請求により官公署等、秋田県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	秋田県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）北秋田市総務部総務課	
	（所在地）〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 1 9 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備考	
----	--

作成日（又は最終修正日）：令和8年4月1日